

青森県

公立中学校における休日の
部活動の地域移行推進計画

青森県教育委員会

令和5年4月7日

は　じ　め　に

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（顧問）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっています。

しかし、少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。また、専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなると考えられます。

これらのことから、スポーツ庁及び文化庁では、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、公立中学校において、学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要があること、そして、地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備については、まず、休日における地域の環境の整備を着実に進めること、また、平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられると示しました。

部活動については、本県においても、少子化に伴って部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでおり、今後も更に少子化が進むことが見込まれていることから、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保できるようにするためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していくことが必要です。

このため、「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」は、教職員、生徒、保護者及び地域の理解の下、本県公立中学校における休日の部活動の地域移行について全ての市町村が足並みを揃えて取り組んでいけるようにすることを目的に策定したものです。

青森県教育委員会では、本計画に基づき、各市町村教育委員会との連携を図りながら様々な取組を進めて参りますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

令和5年4月

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿

目次

1	部活動の意義や課題	P 1
(1)	部活動の意義	P 1
(2)	部活動の位置付け	P 1
(3)	部活動に係る課題	P 1
2	部活動の課題に対する国の動向等	P 1
(1)	国の動向	P 1
(2)	新たなガイドラインで示された休日の部活動の地域移行の考え方	P 2
3	青森県における部活動の状況	P 4
(1)	生徒数の推移	P 4
(2)	運動部活動の状況	P 5
(3)	文化部活動の状況	P 7
4	青森県における部活動の地域移行の必要性	P 8
5	休日の部活動の地域移行に係る青森県教育委員会のこれまでの取組	P 9
6	青森県における休日の部活動の地域移行に係る今後の取組等	P 9
(1)	基本的な考え方	P 9
(2)	休日の部活動の地域移行に向けた対応	P 9
(3)	取組スケジュール（～令和7年度）	P 11
7	その他（想定される課題と対応策について）	P 12
8	参考資料等	P 13

1 部活動の意義や課題

(1) 部活動の意義

部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義が大きい活動となっている。

さらに、部活動は、生徒、保護者及び地域が学校への信頼感を高めることにつながっており、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

(2) 部活動の位置付け

- ① 中学校学習指導要領（平成29年7月）に「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と示されている。
- ② 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるようにする必要がある。
- ③ 中央教育審議会答申（平成31年1月）では「部活動の設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得る。実施する場合には学校の業務として行うこととなる。」と示されている。

(3) 部活動に係る課題

少子化が進展する中、部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。

このことから、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

2 部活動の課題に対する国の動向等

(1) 国の動向

- ① スポーツ庁及び文化庁では、令和2年9月1日付けの「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」により、部活動の教育的意義を踏まえつつ、更なる学校の働き方改革を実現するため、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとし、地域部活動を推進するための実践研究を実施することを各都道府県等へ通知した。

- ② 令和４年６月及び８月、スポーツ庁及び文化庁が設置した検討会議（有識者会議）から、少子化の中でも将来にわたり、我が国の子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するための方策として、部活動の地域移行に関する提言が示された。これを踏まえ、スポーツ庁及び文化庁は、部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動への移行に取り組むため、令和４年１２月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、各都道府県等へ通知した。

（２）新たなガイドラインで示された休日の部活動の地域移行の考え方

① 部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた環境整備

例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることが考えられる。

- ア 市区町村が運営団体となるなどにより、スポーツ・文化芸術団体等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制
- イ 地域のスポーツクラブなど多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制

なお、直ちに前記ア・イのような体制を整備することが困難な場合には、当面、部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動を導入する等により、生徒の活動環境を確保することが考えられる。

② 地域クラブ活動の在り方等

新たに整備する地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

また、活動に当たっては、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、部活動に準じた休養日や活動時間の基準を原則とし、運営団体・実施主体と学校を中心とした関係者が連携し、休養日や活動時間の調整を図ることが必要である。

③ 国及び都道府県・市区町村の役割

- ア 国は、令和５年度から令和７年度までの３年間を改革推進期間と位置付けて支援を行う。また、各都道府県及び市区町村は、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組として、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。
- イ 国、都道府県及び市区町村は、改革推進期間終了後に、部活動の地域クラブ活動への移行等に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。
- ウ 都道府県は、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市区町村における取組の進捗状況を把握し、市区町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

④ 部活動の地域クラブ活動への移行等に係る推進計画の策定等

都道府県及び市区町村は、例えば推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

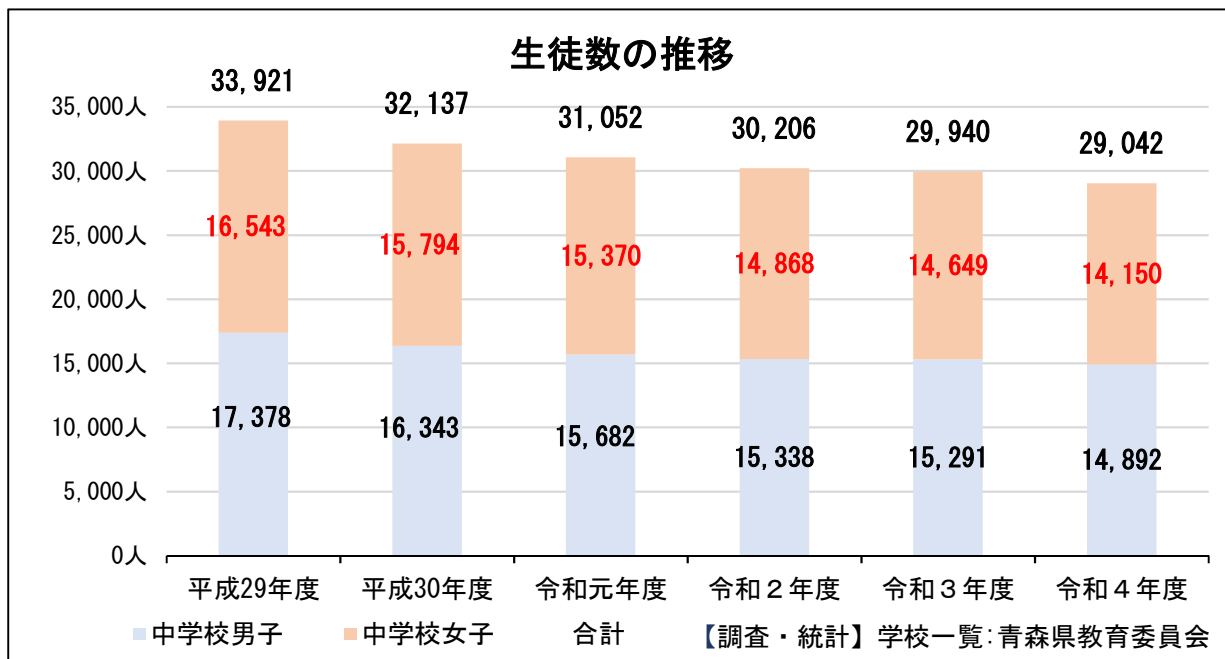
⑤ 検討体制の整備

部活動の地域クラブ活動への移行等について、都道府県及び市区町村は、首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置するなどにより、関係者が連携・協働して取り組む必要がある。

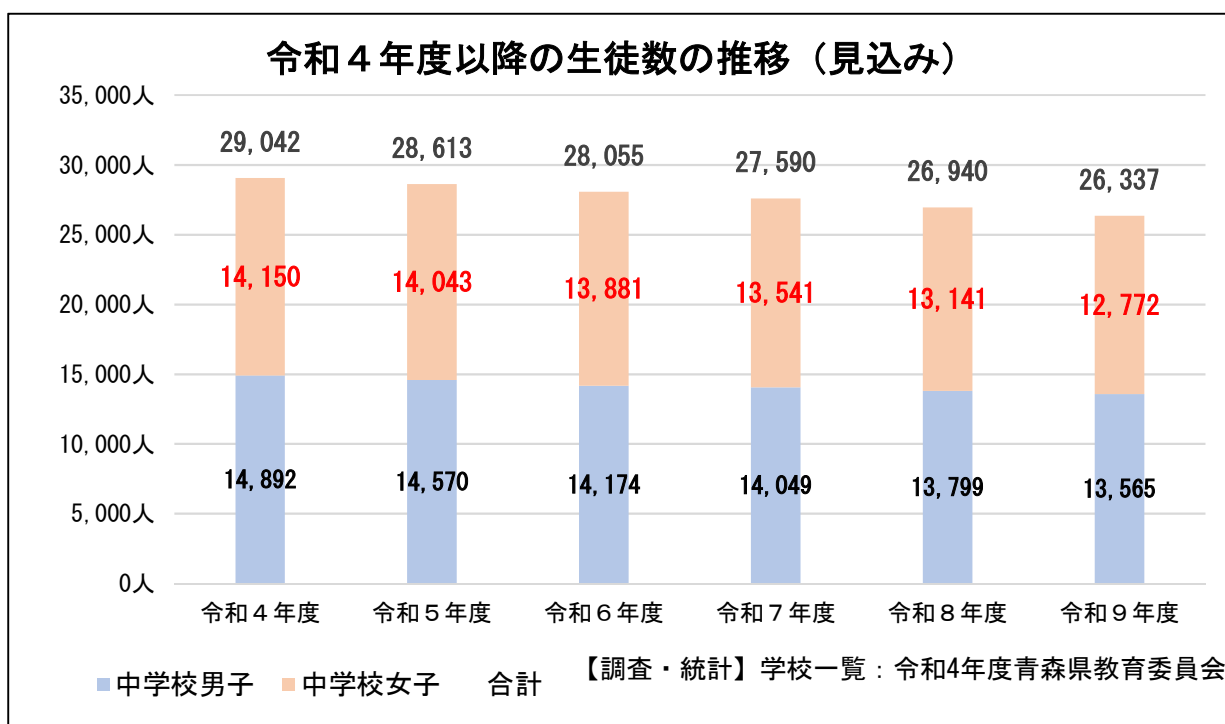
3 青森県における部活動の状況

(1) 生徒数の推移

県内の中学校の生徒数（１～３学年）は、平成 29 年度から令和 4 年度までの 5 年間で、男子 2,486 名（約 14.3%）、女子 2,393 名（約 14.5%）、合計 4,879 名（約 14.4%）の減少となっており、本県においても少子化が進んでいる状況となっている。



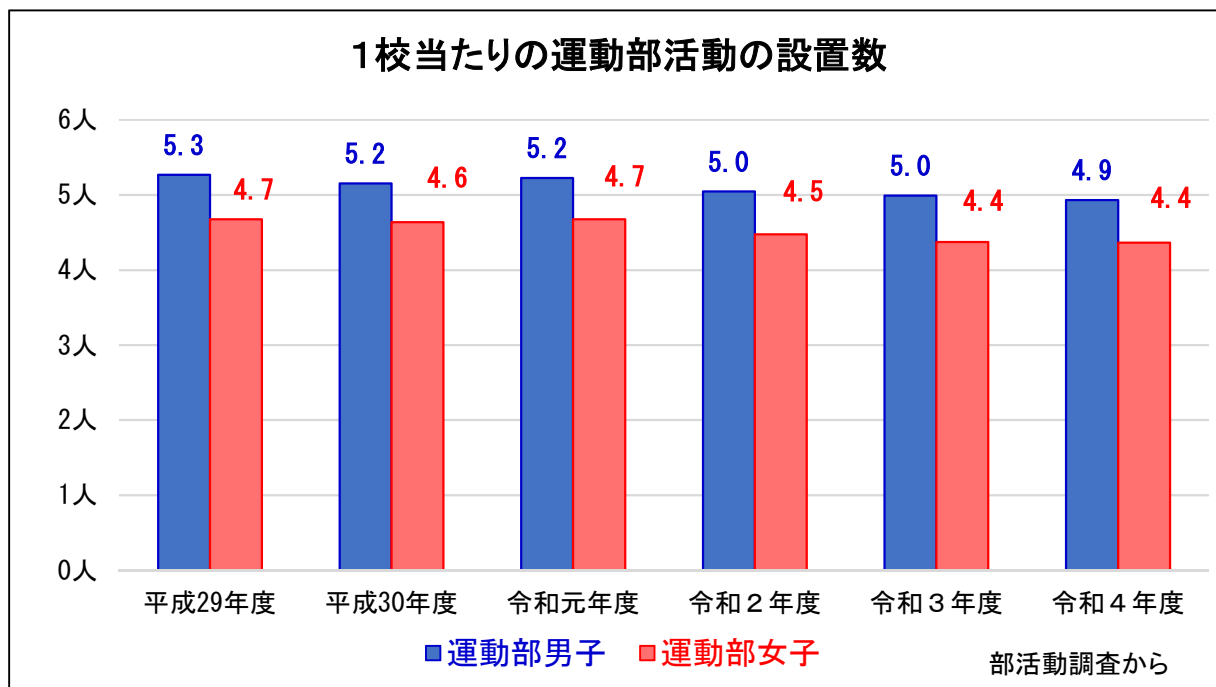
また、令和 4 年度の小・中学校の各学年の児童生徒数を基に令和 5 年度以降の中学校の生徒数を試算すると、次表のとおり令和 4 年度から令和 9 年度までの 5 年間で、更に男子 1,327 名（約 8.9%）、女子 1,378 名（約 9.7%）、合計 2,705 名（約 9.3%）減少すると予想される。



(2) 運動部活動の状況

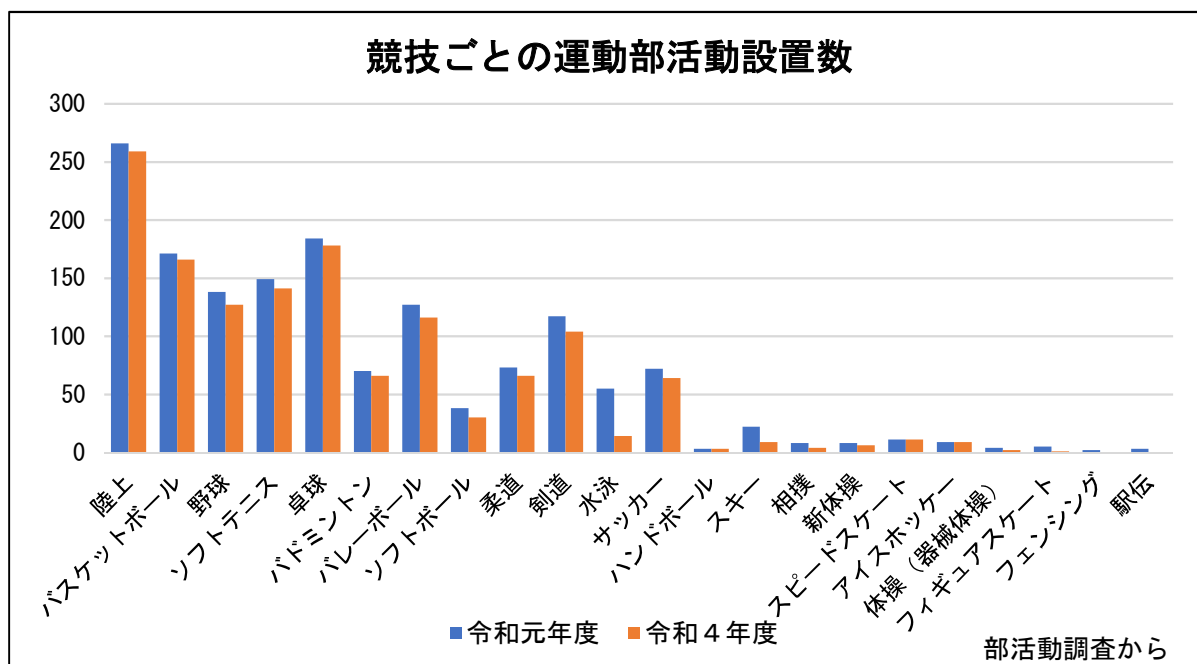
① 1校当たりの運動部活動設置数

運動部活動の1校当たりの設置数は、令和4年度は中学校男子が4.9部で平成29年度から7.5%減少、女子が4.4部で6.4%の減少となっている。



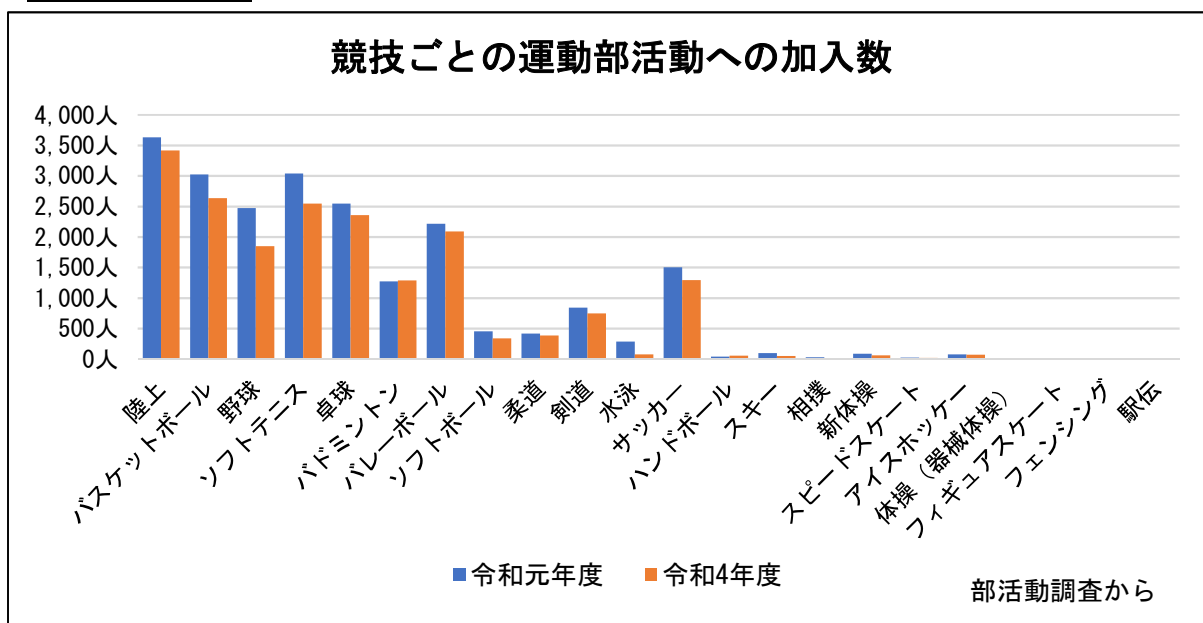
② 競技ごとの運動部活動設置数

競技ごとの運動部活動の設置数は、全体的に減少傾向であり、特に、野球（△11部）、バレーボール（△11部）、ソフトボール（△8部）等の団体競技の減少数が大きくなっている。



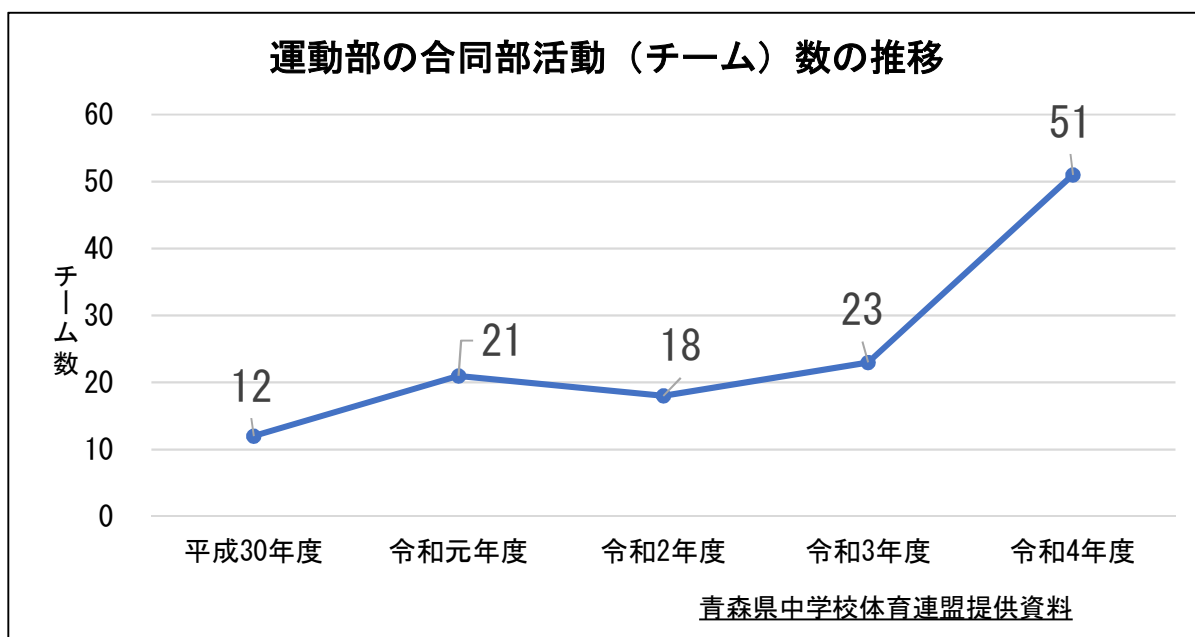
③ 運動部活動に加入する生徒数

運動部活動に加入している生徒は全体的に減少傾向であり、特に、野球(△624人)、バスケットボール(△391人)、サッカー(△209人)等の団体競技の減少数が大きくなっている。



④ 運動部の合同部活動数の推移

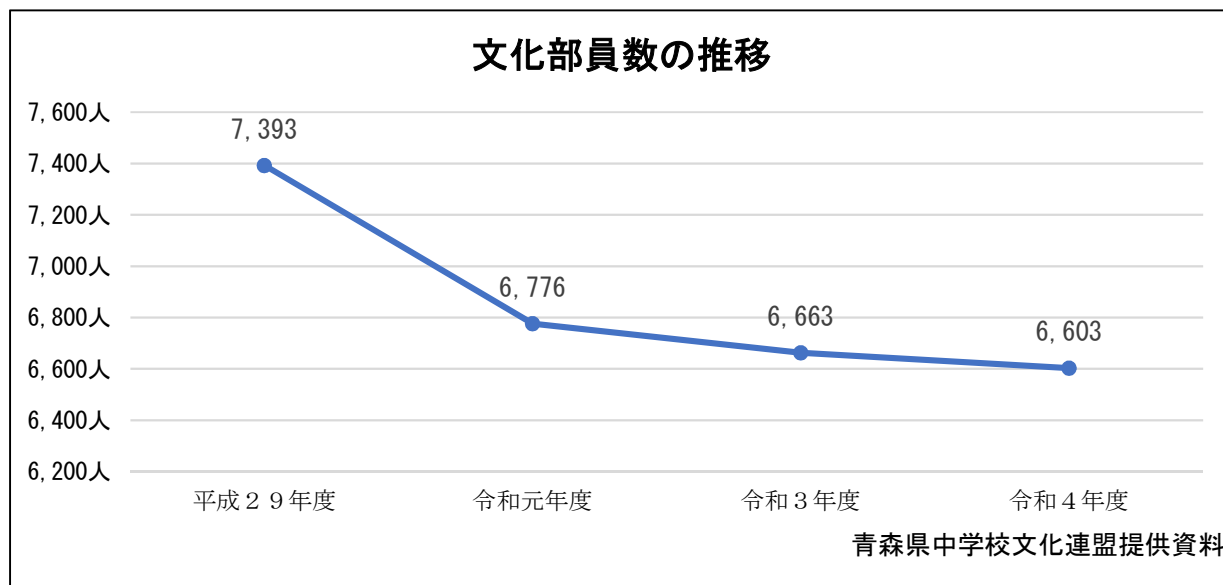
団体競技について、単独校で大会に出場することが困難な部活動が増えており、複数校による合同部活動として活動しているチームが、平成30年度の12チームから、令和4年度51チームへと増加している。



(3) 文化部活動の状況

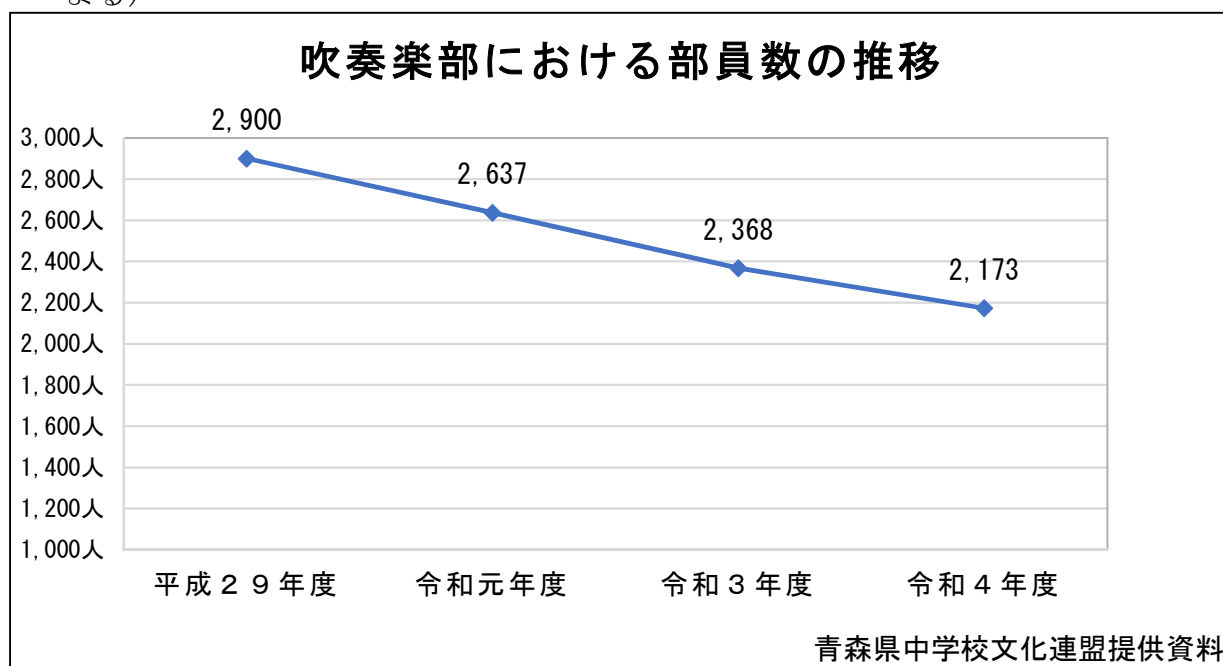
① 文化部活動に加入する生徒数

運動部活動と同様に加入する生徒数が減少している。



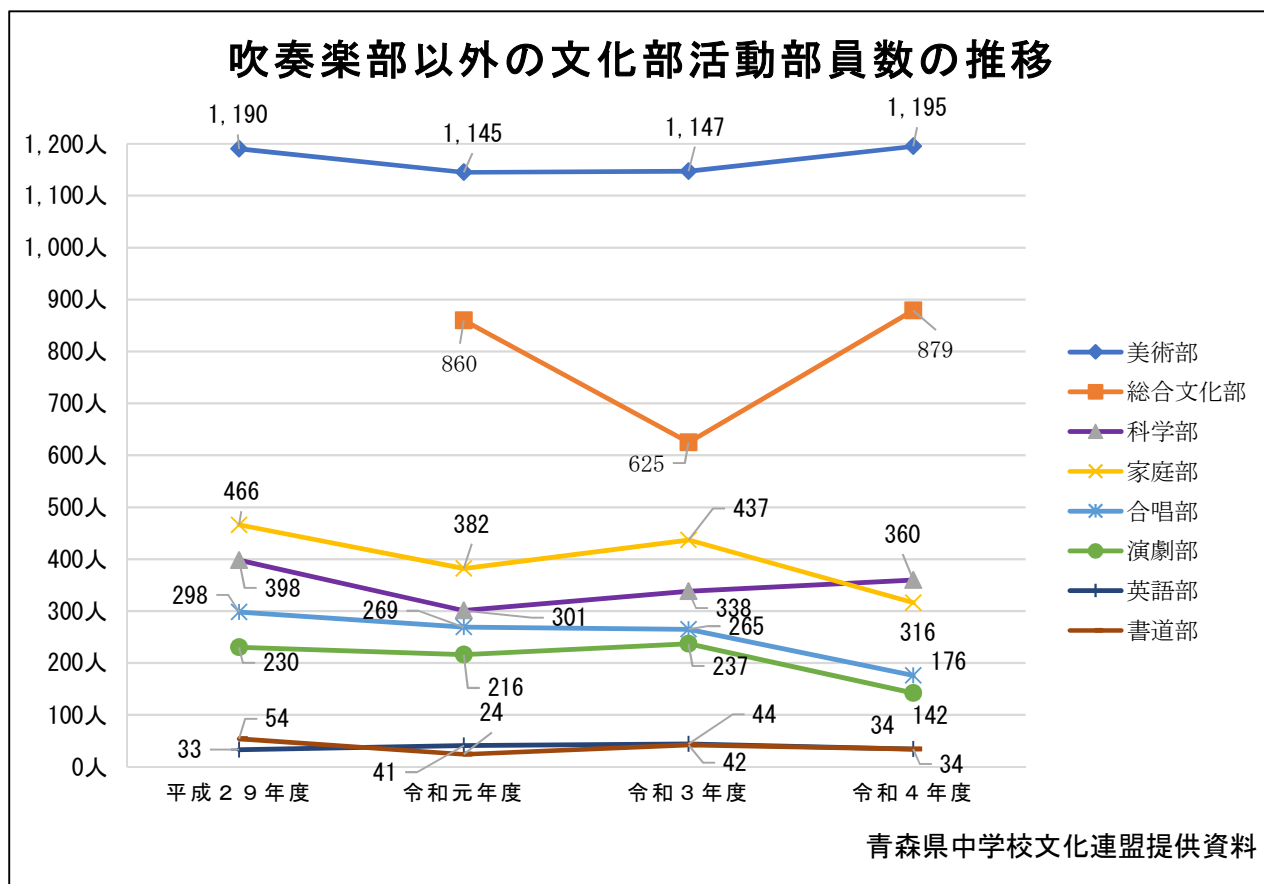
② 吹奏楽部の状況

文化部活動の中でも加入する生徒数が多い吹奏楽部については、部員数の減少により、これまでコンクール等の中学校部門（大編成）に出場していた部活動が、少人数編成部門への出場に切り替えざるを得なくなったり、コンクール等への参加ができなくなったりするなどの影響が生じている。また、少人数編成になることで演奏曲が限られることや生徒が望む楽器を担当できなくなるなど、生徒のニーズに応じることも難しくなっている状況である。（※県中学校文化連盟からの聞き取りによる）



③ 吹奏楽部以外の文化部活動の状況

吹奏楽部以外の文化部活動に加入している生徒数についても合唱や演劇など一定人数で活動する部活動が減少傾向にある。学校によっては、令和元年度以降、部活動の指導・運営体制を維持するために、複数の文化部を統合した総合文化部を設置し対応している。



4 青森県における部活動の地域移行の必要性

3の(2)に記載したとおり、運動部活動については、県内においても少子化に伴い、部活動数及び部活動に加入する生徒数の減少が進んでいる。この中で、特に、団体競技の部活動数及び加入生徒数が減少しており、学校の部活動において、生徒のニーズに応じたスポーツ活動の機会の確保が困難となってきている。

また、3の(3)に記載したとおり、文化部活動についても、加入する生徒数の減少が進んでおり、特に吹奏楽部等の団体活動については、生徒のニーズに応じた活動を実施することが困難となってきている。

これらのことから、本県においても、今後更に少子化が進むことが見込まれる中、生徒のニーズに合ったスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するためには、地域で子どもたちを育てる体制を構築した上で、休日の部活動の地域移行を推進していく必要がある。

5 休日の部活動の地域移行に係る青森県教育委員会のこれまでの取組

- (1) 県では、平成31年度から学校における運動部活動推進事業に取り組み、児童生徒のスポーツ活動及び部活動の指導体制の充実を目的に、運動部活動の指導者をはじめ、学校管理職、各種教育団体等を対象に「運動部活動の在り方に関する研修会」を開催し、令和2年度から中学校における休日の部活動の段階的な地域移行について、情報発信をしている。
- (2) 令和3年度から国の委託事業を活用して、県立三本木高等学校附属中学校をモデル校として、休日の部活動の地域移行に向けて、それぞれの部活動において、移行する運営団体等及び指導者確保など、地域の実態に合わせた対策について実践研究を行っている。
- (3) 令和4年11月に市町村の担当者等を対象に「地域運動部活動推進に関する部活動担当者協議会」を開催し、国や県及び各地域の取組状況等について情報共有を図るとともに、それぞれの地域における課題を協議した。

6 青森県における休日の部活動の地域移行に係る今後の取組等

(1) 基本的な考え方

休日の部活動の地域移行については、生徒や保護者の理解を得るためにも、県内の各市町村が足並みを揃えて進めていく必要がある。また、国が示す改革推進期間（令和5年度から令和7年度）においては、国の事業の活用などにより、各市町村の取組の支援が可能である。

上記のことから、本県において生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に関わることができる基盤を確立するとともに、持続可能なスポーツ・文化芸術の振興が図られるようにするため、休日の部活動の地域移行に取り組むものとする。

(2) 休日の部活動の地域移行に向けた対応

① 青森県の目指す姿

全ての市町村において、部活動の地域移行について検討し、令和7年度末までには部活動ごとの課題と必要な対策を整理した上で、可能な部活動から地域移行を開始する。

地域移行の実施が困難な部活動については、当面の対応として、合同部活動等の地域連携の取組を検討する。その上で、引き続き地域移行に向けた課題の解消方策について検討する。

② 令和5年度～7年度の取組

ア 県の取組

(ア) 県は、「地域クラブ活動推進に関する市町村担当者協議会」を開催し、国の動向や他県の先進事例、各市町村における取組状況や課題検討の実施方法等について情報共有を図るなど、各市町村の取組を支援する。

- (イ) 地域クラブが指導者を確保するための人材バンクを設置するとともに、地域スポーツクラブ活動体制推進事業により、関係者との連絡調整・指導助言等の体制や運営団体・実施主体の整備、指導者の資質向上等に向けて市町村を支援する。
- (ウ) 県立三本木高等学校附属中学校の部活動の地域移行に向け、地域クラブの体制整備についての実践研究に取り組み、可能な部活動から休日の部活動を地域クラブに移行する。

イ 市町村及び学校の取組

(ア) 推進計画（方針等）の策定

市町村は、休日の部活動の地域移行に向け、地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者で構成する検討委員会を設置する。

検討委員会では、各学校の休日の部活動の地域移行に向けて、指導者の確保や受け皿となる運営団体等の有無などの実態を把握するとともに、地域の関係団体等と連携して、県の推進計画を参考に、地域移行に向けた推進計画（方針等）を作成する。

(イ) 共通理解を図るための情報発信

(ア) の推進計画（方針等）について、市町村は学校とともに、教職員、生徒・保護者、地域に対して、説明会等の実施などにより、情報を発信し理解を図る。

(ウ) 地域移行に係る検討

市町村は学校とともに、各学校における部活動ごとに、地域スポーツ・文化芸術等関係団体の協力を得ながら地域移行に向けて指導者を含めた受け皿となる運営団体等について検討し、部活動の地域移行に係る課題と対策を整理する。

(エ) 地域移行等の開始

市町村は学校とともに、可能な部活動から、休日の部活動の地域移行に取り組む。

ただし、休日の活動の地域移行が困難な部活動については、当面の対応として、多様な活動を実施することや他年代の活動に参加できる体制づくりを含めた合同部活動や地域連携の方法を検討する。その上で、引き続き、地域移行に向けた課題の解消方策について検討する。

③ 令和８年度以降の取組

ア 県の取組

- (ア) 市町村の部活動の地域移行等に向けた進捗状況を踏まえ、市町村に対して、引き続き必要な助言・支援を行う。
- (イ) 県立三本木高等学校附属中学校における地域移行後の地域クラブの活動状況を確認し、学校及び地域クラブに対して必要に応じてフォローする。

イ 市町村及び学校の取組

- (ア) 市町村は学校とともに、地域移行後の地域クラブの活動状況を確認し、必要に応じて地域クラブをフォローする。
- (イ) 市町村及び学校は、令和7年度末までに地域移行が困難な部活動について、引き続き関係団体の協力を得ながら、地域移行に向けて検討を進める。

(3) 取組スケジュール（～令和7年度）

青森県 公立学校の休日の部活動の地域移行に向けたスケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	目指す姿
県	公立中学校の休日の部活動の地域移行に向けた担当者協議会の開催				
	地域移行推進会議を設置 推進計画の作成	地域スポーツクラブ活動体制推進事業による市町村の支援			
		人材バンクのシステム構築	人材バンクの設置、指導者の資質向上等による市町村の支援		
		関係団体（スポーツ・文化芸術団体等）との連携による市町村の支援			
市町村・学校		検討委員会の設置 ・実態の把握 推進計画(方針等) の作成	説明会の実施 (教職員、保護者・生徒及び地域)		○ 可能な部活動から地域移行 ○ 地域連携の取組を検討 ○ 部活動ごとの課題と対策を整理
			全部活動での検討 関係団体等の協力のもと、地域クラブの体制整備 課題と対策の整理、課題の解消方策について検討		
			休日の部活動の地域移行を開始 合同部活動等の地域連携を検討		
地域 スポーツ 芸術文化 等 関係団体		(協力の例)			
		人材バンクへの登録、指導者研修会の実施、地域クラブ体制整備			
		部活動の地域移行に向けた地域クラブ活動の協力・参画			
		地域クラブの組織の運営			

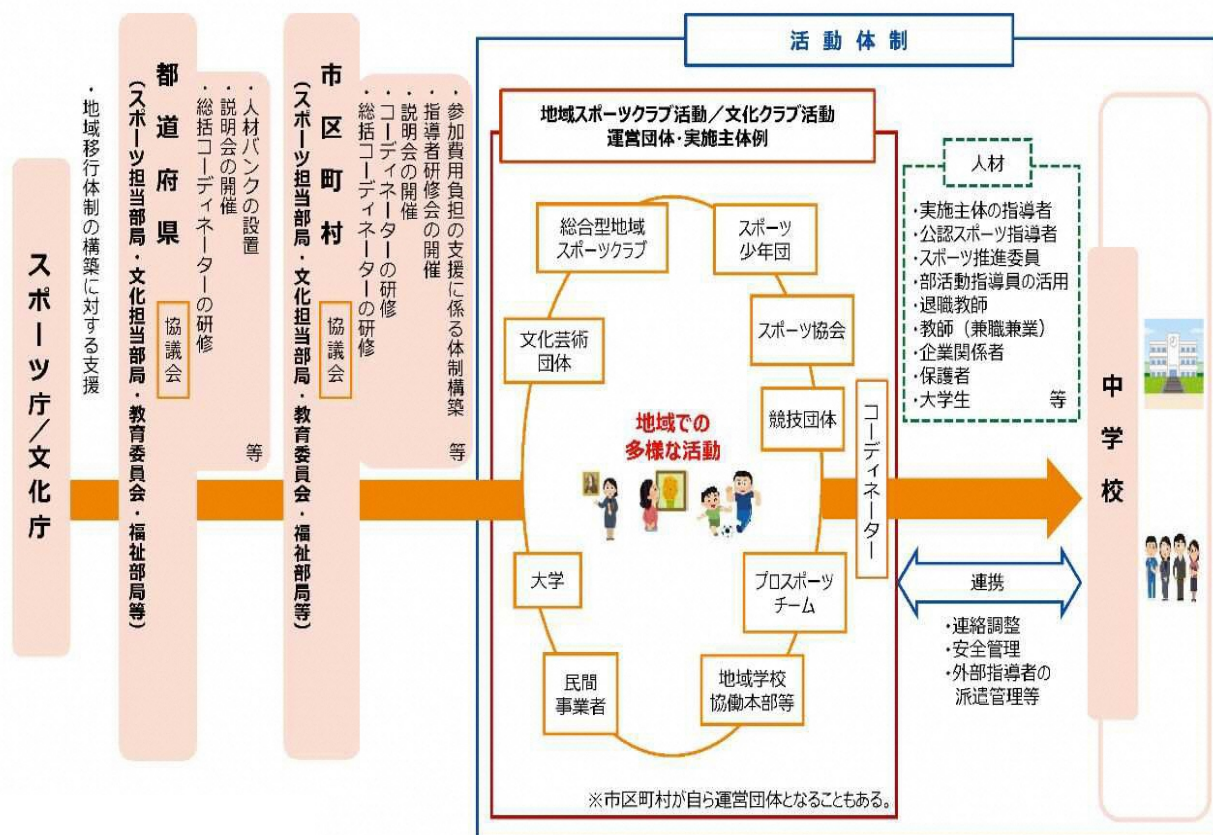
7 その他

(想定される課題と対応策について)

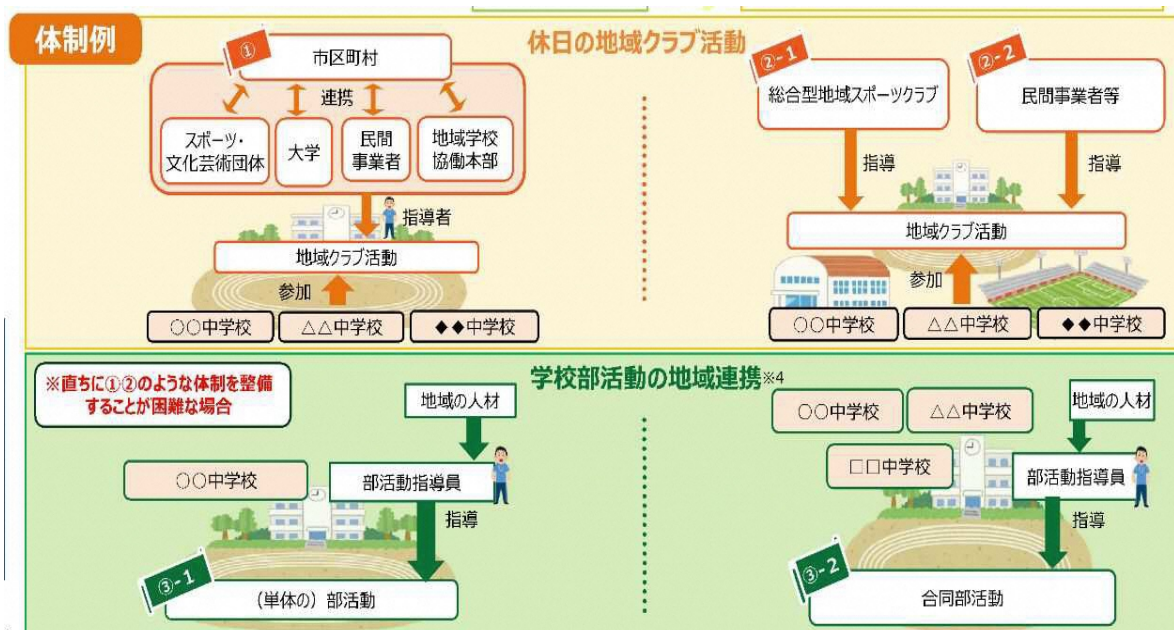
課題	対策
保護者の会費等負担が増加	・ 学校の設置者は、学校を練習会場として使用できるようにする（学校の施設開放のための利用規程等ルールを定める）。 ・ 学校の部活動と用具を併用することで、新たな物品等の購入を控える。 ・ 学校の設置者は、公共施設を利用する場合の減免措置の弾力的運用等について検討する。
活動会場の変更による、保護者の送迎等負担の増加	・ 学校の設置者は、スクールバス等の活用ができるようにする。 ・ 学校を会場として使用できる日に限定して活動する。
受け皿となる地域クラブ等の確保	・ 市町村教育委員会や担当部局で地域クラブを立ち上げる。 ・ 学校や市町村をまたいで、同じスポーツ・文化芸術活動の地域クラブを検討する。 ・ 小学校のスポーツ少年団の対象を中学生まで広げる。 ・ 学校の設置者は、中体連等と競技団体等が連携して、地域クラブとして立ち上げる。 ・ 総合型地域スポーツクラブ等を活用する。
指導者の確保	・ 人材バンクを活用する。 ・ 指導を望む教職員が兼職兼業等により指導する。 ・ 大学生（短大生を含む）を活用する。
指導者の資質向上	・ 指導者への研修を実施する。
平日と休日等で指導者が変わること で指導方針が異なるなどして生徒が混乱	・ 平日に部活動を指導していた部活動指導員や外部コーチが休日の指導に当たる。 ・ 年間を通じて全ての活動を移行するのではなく、回数や日数をあらかじめ決めて、体験教室の形で段階的に実施する。 ・ 学校と地域クラブの指導者が、定期的に指導方針等について共通認識を図る。
活動時の怪我・事故	・ スポーツ振興センターの対象とならないため、スポーツ安全協会の保険に加入する。

8 参考資料等

○ 国が示す活動体制のイメージ



○ 国が示す地域クラブ活動の例



- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/1405720_00014.htm
- 「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）
https://www.mext.go.jp/content/20221011-mxt_syoto01_01.pdf
- 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年6月6日）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_oripara-000023182_2.pdf
- 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）
https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/pdf/93755101_02.pdf
- 運動部活動の地域移行に関する実践研究事例集 (mext.go.jp)
https://www.mext.go.jp/sports/content/221101_spt_oripara-000025667_1.pdf